

一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会通常総会にて 最近の法律の改正内容について説明を実施しました！

～労働基準部監督課、雇用環境・均等室～

令和4年6月24日



総会開催にあたり、挨拶をされる出野 会長



祝辞を述べる稲葉 労働基準部長



自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正内容
について説明する監督課 職員



「労働施策総合推進法」及び「改正育児・介護休業法」
について説明する雇用環境・均等室 職員

一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会（出野清秀 会長）にて、第46回通常総会が茨城県トラック総合会館にて実施されました。

茨城労働局からは、稲葉 基準部長が来賓出席し、祝辞を述べつつ「働き方改革」「労働災害防止の取組」等についての協力要請を行いました。

また、特別に最近の法律の改正内容について説明時間をいただき、監督課担当者から「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容（タクシー）について」について、雇用環境・均等室担当者からは「労働施策総合推進法及び改正育児・介護休業法」の説明をしました。

さらに、働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）より、支援概要等をPRし、積極的な活用を勧奨しました。

労働基準部 監督課及び雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容について
労働基準部監督課 電話：029-224-6214
- 労働施策総合推進法及び改正・育児介護休業法 雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 中小企業・小規模事業者等による働き方改革推進支援事業についてのお問い合わせ先

★個別企業訪問、セミナー・講師、常駐相談すべて無料です！

茨城働き方改革推進支援センター TEL：0120-971-728